



令和6年3月22日（金） 岐阜県発表資料

担当課	担当係	担当者	電話番号
商業・金融課	資金融資係	井澤 洋	内線 3646 直通 058-272-8374 FAX 058-278-2672

県融資制度「伴走支援型借換資金」の取扱期限を延長 （コロナ資金繰りを支援）

県では、民間ゼロゼロ融資の返済開始が本格化している折、その借換需要等に対応する県制度融資「伴走支援型借換資金」にて、その資金繰りを支援しています。

このたび、本年4月に訪れる民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピークにおける資金繰りを支援するため、当該資金が準拠している国の保証制度の取扱期限が3ヶ月間延長されることになりました。

これを受けて、県においても、その取扱期限を同様に延長します。

【取扱期限】

〔現在〕

令和6年3月31日までに金融機関が融資実行したもの

〔延長後〕

令和6年6月30日までに県信用保証協会が保証申込を受付したもの、かつ、令和7年3月31日までに金融機関が融資実行したもの

【融資要件】（※ 取扱期限以外は変更なし）

融資対象者	経営行動計画書（中小企業者と金融機関の対話により作成する経営改善に係る計画）を作成し、次のうち、いずれかの要件を満たしている者。（国の全国統一制度に準拠） ① 市町村長からセーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた者 ② 売上高又は利益率が基準となる期と比較して5%以上減少している者
融資利率	年1.4%（固定）
融資限度額	運転・設備資金 1億円
償還期間	運転・設備資金 10年以内（据置期間5年以内）
事業者負担 信用保証料率	セーフティネット保証を利用する場合：負担なし 一般保証を利用する場合：年0.0～0.95% （※県が0.2%を補給した後の率）
担保	原則として不要（必要に応じて）
保証人	原則、法人代表者以外は不要（法人代表者は必要に応じて）
取扱期限 【延長後】	令和6年6月30日までに県信用保証協会が保証申込を受付したもの、かつ、令和7年3月31日までに金融機関が融資実行したもの
融資申込先	県内各取扱金融機関